

契約管財局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	災害救助用ブルーシート 買入	17:テント	(株) カインズ	2,360,000	平成30年10月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	G21	
2	風向風速計(此花区役所測定局ほか7か所) 修繕	28:理化学機器	(株) 小笠原計器製作所	3,016,440	平成30年10月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
3	災害救助用ブルーシート 買入(その3)	17:テント	(株) マトバコーポレーション	1,587,600	平成30年10月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	G21	
4	災害救助用ブルーシート 買入(その4)	17:テント	フナイ産業(株)	3,871,584	平成30年10月23日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	G21	
5	食道閉鎖式エアウェイ(LTS-D) 買入	27:医療用機器	(株) アダチ	2,797,200	平成30年10月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
6	手動引金式人工呼吸器一式 買入	27:医療用機器	(株) アダチ	5,313,600	平成30年10月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
7	はしご車分解整備(2)	37:自動車修理	(株) モリタテクノス	19,764,000	平成30年11月9日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
8	災害救助用ブルーシート 買入(その2)	17:テント	(株)LIXILビバ	475,200	平成30年11月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	G21	
9	二連式加湿酸素流量計一式 買入	27:医療用機器	日本船舶薬品(株)	2,268,000	平成30年11月16日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
10	硫酸化物・浮遊粒子状物質自動測定機ほか2点 修繕	28:理化学機器	安井器械(株)	2,014,200	平成30年12月26日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	

随意契約理由書

1 案件名称

災害救助用ブルーシート 買入

2 契約の相手方

株式会社カインズ

3 随意契約理由

当該製品は、災害対策基本法に規定する地震・風害その他の災害時の救助に必要な物資として、備蓄倉庫及び各区役所で保管しているものである。

平成 30 年 9 月 4 日に本市に接近した台風 21 号により、本市域の住家等にも多くの被害が発生し、各区役所において、被害を受けた住民に対し当該製品の配布を実施してきたが、備蓄倉庫及び各区役所の在庫がなくなる状況となった。

また、台風が多発する季節に差し掛かっており、最近の災害時の被害状況から多大な被害が発生する恐れが懸念されることから必要最低限の 2000 枚を緊急に調達する必要がある。

上記、株式会社カインズは本市と「災害救助物資の供給等に関する協定書」により災害の発生する恐れがある場合、本市に物資を供給することとなっている。また、協定を結んでいる企業でブルーシートの供給が可能な全業者（4 者）に確認したところ納入期日までに本市が必要な数量を納入出来るのは上記業者のみであるため随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

5 担当部署

危機管理室 危機管理課（電話番号 06-6208-7380）

随意契約理由書

1 案件名称

風向風速計（此花区役所測定局ほか7か所） 修繕

2 契約の相手方

(株)小笠原計器製作所

3 随意契約理由

今回修繕を実施する風向風速計は、大気汚染防止法第22条に基づき、風向・風速の自動測定を行う機器である。

当該機器については、(株)小笠原計器製作所が製造したものであり、本修繕内容である風向風速計発信器の取り外し、運搬、分解、清掃、再塗装、部品交換（ベアリング・扉ガラス）及び測定精度を維持するために精密な調整にあたっては、製造者のみが有する当該機器の構造・機能に関する専門知識及び技術が不可欠である。

また、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

上記の理由により本修繕を実施できるのは(株)小笠原計器製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局環境管理部環境管理課環境情報グループ （電話番号 06-6615-7981）

3、 4、 8

随意契約理由書

1 案件名称

災害救助用ブルーシート 買入 (その2)
災害救助用ブルーシート 買入 (その3)
災害救助用ブルーシート 買入 (その4)

2 契約の相手方

株式会社L I X I L ビバ
株式会社マトバコーポレーション
フナイ産業株式会社

3 随意契約理由

当該製品は、災害対策基本法に規定する地震・風害その他の災害時の救助に必要な物資として、備蓄倉庫及び各区役所で保管しているものである。

平成 30 年 9 月 30 日に本市に接近した台風 24 号により、本市域の住家等にも被害が発生しており、各区役所において、被害を受けた住民に平成 30 年 9 月 27 日に緊急調達した 2000 枚の配布を開始している。

しかし、緊急調達した当該製品が近々なくなる見込みである。

また、当該製品の到着前に、大規模災害時に備え避難所で確保している当該製品を 570 枚抛出していることが判明した。

台風が多発する季節が続いており、最近の災害時の被害状況から台風が接近すれば多大な被害が発生する恐れが懸念されることから、今回の台風 24 号で配布の見込まれる必要最低限の 2000 枚と避難所から抛出した 570 枚の 2570 枚を緊急に調達する必要がある。

そのため、次の事業者に対して、納入期日までの供給が可能か確認を行ったところ、「災害救助物資の供給等に関する協定書」の締結事業者（4 社）の内、株式会社L I X I L ビバが 500 枚、平成 25 年度当該製品の入札に参加した事業者（1 社）の株式会社マトバコーポレーションが 900 枚を納入可能と回答を得た。不足分の 1170 枚については、経済産業省から当該製品の供給が可能との紹介のあった事業者であるフナイ産業株式会社より納入可能と回答を得た。

そのため、上記事業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

5 担当部署

危機管理室 危機管理課（電話番号 06-6208-7380）

随意契約理由書

1 案件名称

食道閉鎖式エアウェイ（L T S D） 買入

2 契約の相手方

株式会社アダチ

3 随意契約理由

食道閉鎖式エアウェイ（L T S D）は、心肺停止傷病者に対して救急救命士が医師の指示により実施する特定行為（器具による気道確保）に使用する救命資器材であり、救急活動上必要である以下の6点の性能を有する必要がある。

- ・ 挿入が容易で他の機器と接続でき、固定性があること。
- ・ 気密性があること
- ・ ハンドフリー状態で活動ができること
- ・ 食道疾患傷病者への使用が可能であること
- ・ カフの注入操作が1回の操作でできること
- ・ ディスポ（単回使用）タイプであること

上記すべてを満たす製品はスミスメディカル・ジャパン株式会社製のラリングルチューブサクションL T S Dのみであり、株式会社アダチはスミスメディカル・ジャパン株式会社を取り扱う消防機関向け製品の大阪市における唯一の販売代理店である。

よって上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局救急部救急課（救急） （電話番号 06-4393-6628）

随意契約理由書

1 案件名称

手動引金式人工呼吸器一式 買入

2 契約の相手方

株式会社アダチ

3 随意契約理由

手動引金式人工呼吸器は、呼吸停止の傷病者に対して効果的な人工呼吸を行うことができ、また自発呼吸のある傷病者に対しては傷病者の呼吸に同期して高濃度酸素投与が行えるなど、呼吸管理の際に使用する救命資器材であり、救急活動上必要がある以下の5点の性能を有する必要がある。

- ・ 人工呼吸を自動式に切り替えられること。
- ・ 酸素駆動式で電源を必要としないこと。
- ・ 使用中における気道内圧の上限が 40cmH₂O であること。
- ・ 自発呼吸発現時の微弱な呼吸でも作動すること。
- ・ MRI 対応型であること。

上記すべてを満たすものはスミスメディカル・ジャパン株式会社製のニューパック VR1 のみであり、株式会社アダチはスミスメディカル・ジャパン株式会社が取扱う消防機関向け製品の大阪市における唯一の販売代理店である。

よって上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局救急部救急課（救急）（電話番号 06-4393-6628）

7

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

はしご車分解整備（2）

2 契約の相手方

㈱モリタテクノス

3 随意契約理由

はしご車は、高所での消防活動を目的としてはしご自動車の安全基準に基づき設計製作され、人命保護上高度な安全性を要求されるものである。

当該はしご車は㈱モリタ製であり、ぎ装全般について独自の技術で設計製作されており、また構造及び相互の関連機器並びに各種装置等には特許部分が多くあり、点検整備には高度かつ専門的な知識と技術が必要である。

上記㈱モリタテクノスは製作会社からはしご車点検整備業務を移管された唯一の会社であり、当該業務は㈱モリタテクノス以外では履行不可能である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発） （電話番号 06-4393-6191）

随意契約理由書

1 案件名称

二連式加湿酸素流量計一式 買入

2 契約の相手方

日本船舶薬品株式会社

3 随意契約理由

当該製品は、救急車内に設置し、ボンベ内の酸素を加湿しながら傷病者に酸素投与を行う際に使用するものである。

救急車内に設置する加湿酸素流量計は以下の性能を有する必要がある。

- ・医薬品医療機器等法により医療用具として承認を受けていること。
- ・フローメーター(酸素流量計)及び加湿瓶等が堅牢なケースに内蔵しており、ヘルメット等が衝突し衝撃を受けても損傷しにくい構造であること。
- ・同時に2名の傷病者に酸素投与する必要があることから二連式であること。
- ・呼吸様式の多様な患者に対応するため酸素流量は毎分150以上の投与ができ、かつ10毎の設定が可能であること。
- ・救急車内のボンベ収納場所から加湿酸素流量計を設置する場所まで配管により接続する構造であること。
- ・人工呼吸器など酸素を必要とする資器材を使用する場合においても使用できるようにジュンロン型のワンタッチ式接続口が2個あること。

上記性能を有している製品は(株)三幸製作所製のオクハック OX-I (150型)のみであり、当該製品の販売及び修理・点検その他一切の業務を負う発売元は新鋭工業(株)であり、新鋭工業(株)が販売する当該製品及びその周辺機器の日本における販売、修理・点検その他一切の業務を代行する代理店は上記業者である。

よって上記業者を選定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局救急部救急課 (電話番号 06-4393-6628)

随意契約理由書

1 案件名称

硫黄酸化物・浮遊粒子状物質自動測定機ほか2点 修繕

2 契約の相手方

安井器械株式会社

3 随意契約理由

今回修繕を実施する硫黄酸化物・浮遊粒子状物質自動測定機、浮遊粒子状物質自動測定機及び微小粒子状物質自動測定機は大気汚染の常時監視を行う機器である。

当該機器については、東亜ディーケーケー株式会社が製造したものであり、本修繕内容であるβ線源の交換及び測定精度を維持するための精密な調整にあたっては、製造者のみが有する当該機器の構造・機能に関する専門知識及び技術が不可欠である。

なお、販売後の機器修繕については、大阪府下においては唯一の代理店である安井器械株式会社がすべて実施している。

したがって、責任の一貫性を保ち機器の修繕を円滑に実施するためには、上記会社で実施する以外方法がない。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するので、上記業者を契約相手とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局環境管理部環境管理課環境情報グループ (電話番号 06-6615-7981)